

## スポーツ振興くじ（第1128回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第316号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

2019年9月30日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 大東 和美

### 1 スポーツ振興投票の名称

別紙のとおり

### 2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙のとおり

### 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

- (1) 楽天銀行株式会社  
東京都世田谷区玉川1丁目14番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (2) 株式会社ジャパンネット銀行  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (3) 株式会社三井住友銀行  
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (4) 住信SBIネット銀行株式会社  
東京都港区六本木1丁目6番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (5) 株式会社じぶん銀行  
東京都中央区日本橋1丁目19番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)

### 4 合致の割合の種類

別紙のとおり

### 5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙のとおり

### 6 試合当たり投票種類数

別紙のとおり

### 7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙のとおり

### 8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙のとおり

### 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙のとおり

### 10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**  
第1128回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**  
2019年10月3日(木)～同年10月10日(木)
- ・ **合致の割合の種類**  
開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
  - (1) **toto (トト)**
    - 1等 10割
    - 2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
    - 3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
  - (2) **mini toto A組 (ミニトト エイクミ)**
    - 1等 10割
  - (3) **mini toto B組 (ミニトト ビークミ)**
    - 1等 10割
  - (4) **toto GOAL3 (トトゴールスリー)**
    - 1等 10割
    - 2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**  
2019年10月10日(木)及び同年10月11日(金)
- ・ **試合当たり投票種類数**
  - (1) **toto (トト)**
    - 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
  - (2) **mini toto A組 (ミニトト エイクミ)**
    - 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
  - (3) **mini toto B組 (ミニトト ビークミ)**
    - 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
  - (4) **toto GOAL3 (トトゴールスリー)**
    - 1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

## ・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

## (1) toto (トト)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.13のサッカーチーム

## (2) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.5のサッカーチーム

## (3) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

以下の対象試合のうち、試合No.6からNo.10のサッカーチーム

## (4) toto GOAL 3 (トトゴールスリー)

以下の対象試合のうち、試合No.2、No.3及びNo.5のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
10月10日	No.1	オーストラリア (オーストラリ)	ネパール (ネパール)
10月10日	No.2	日本 (日本)	モンゴル (モンゴル)
10月10日	No.3	韓国 (韓国)	スリランカ (スリランカ)
10月10日	No.4	イラン (イラン)	カンボジア (カンボジア)
10月11日	No.5	UAE (UAE)	インドネシア (インドネシア)
10月10日	No.6	中国 (中国)	グアム (グアム)
10月10日	No.7	バングラデシュ (バングラ)	カタール (カタール)
10月10日	No.8	ベトナム (ベトナム)	マレーシア (マレーシア)
10月10日	No.9	ウズベキスタン (ウズベキ)	イエメン (イエメン)
10月11日	No.10	レバノン (レバノン)	トルクメニスタン (トルクメニス)
10月11日	No.11	オマーン (オマーン)	アフガニスタン (アフガニス)
10月10日	No.12	キルギス (キルギス)	ミャンマー (ミャンマー)
10月11日	No.13	サウジアラビア (サウジ)	シンガポール (シンガポール)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) t o t o (トト)

1等 10分の7

2等 20分の3

3等 20分の3

(2) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

1等 1分の1

(3) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

1等 1分の1

(4) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

1等 5分の3

2等 5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) t o t o (トト)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、5億円)

(2) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)

(3) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)

(4) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)